

第8回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議録

【日 時】 令和元年8月20日（火）午前10時～正午

【場 所】 宝塚市役所 3階 特別会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 近成総務部長 藤本行政管理室長 中西契約課長
契約課課員（生駒係長、丸山係長、杉本、古谷）

【開催形態】 公開（傍聴人6名）

【進 行】

1 委員会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

2 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

3 議題

(1) 議題1 宝塚市公契約条例の骨子の検討について

4 前回の議事録の修正有無確認

【審 議】

委員長： それでは本日の会議をはじめます。では、お手元の次第に従って議事進行をさせていただきますと思います。本日は前回に引き続き、条例案の骨子についての検討を行いたいと思います。皆さまには、メールや電話などご意見をいただきありがとうございました。皆さんにいただいたご意見に基づきながら資料の修正を事務局でしていただいた訳なのですが、そのまとめが本日配布され

ている資料です。改めて、事務局からその資料の説明をお願いします。

事務局：(各資料により説明)

資料の説明は以上です。

委員長： それでは、今説明していただいた資料ですが、大きくは1の「中間答申(案)」の文案についてのご意見と、2の「素案のポイント」についてのご意見をいただくという順番で分けて進めさせていただきたいと思います。まず、1つ目の方ですが、先ほども申し上げましたが修正案について繰り返しご意見をお伺いしながら事務局と修正を繰り返して作成した訳ですけど、出来る限り皆さんの意見を上手く表現する努力はしたつもりなのですが、ご確認いただいて、もし、更にご意見が有ればお伺いしたいと思います。如何でしょうか。

委員： 中間答申について意見が有るか無いかで本当に苦勞してまとめていただいた経緯についてはよく分かるのですが、前回の中間答申の内容をメールでいただいて、この場でもまた修正していただいているのですが、ただ、どうしても文章にすると違和感があります。それは、理念型と賃金条項型の賃金下限額というところで、前回に委員長がまとめて下さった言葉は、第7回議事録の12ページでは、

「条例のタイプについては理念型とし、一部において労働者賃金の下限額を設定する、いわゆる賃金条項設定型を取り入れる。ただし、その場合には、対象案件の範囲・金額や下限報酬額などの詳細については、後述の審議会において検討の上、決定することとする。」

とおっしゃって下さったと思います。私はこの言葉が反映されると思っていましたが、今の中間答申案では、「賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する。」となっていて、これでいくと賃金下限額というのが主になり、今日の資料の条例文案の対照表の中にもその内容が全て組み込まれてしまっています。要は、一部において下限額を設定するというにしたことによって、条例の中に完全に組み込まれてしまっている。我々が言っているのは、試行的にやってはどうかということです。当初からずっと言っているように建設業においては賃金下限額を入れるのは反対です。あくまで請負工事をやっている中で、常用的な賃金下限額を入れてしまうと混乱してしまいますよ、ということをやっていると。私も自分の言ったことを読み返しているのですが、あくまでも高度な技術を要するような指定管理者とかにおいては、それに相当する賃金を設定することも必要だと思っています。ここ5年をみると、日本全国の最低賃金も約3%上がってきている。宝塚市も指定管理者には約10億の発注がある。そしたらそれが3%上がったらどうなるのか。下限額を入

れることによって、自動的に横並びに全てが上がることもある。案件によっては、平成33年まで契約が終わっているものもある。宝塚市内だけではなく東京とかいろんな業者の方が入ってきている。それが10億ある。その中で下限額を上げてしまうということは問題が起きる懸念もある。それと財政の問題。いろんな問題を鑑みて、なぜ下限額を上げる必要が有るのか。私は、必要に応じて上げるということには賛成だが、宝塚市の案件の中で働いている人の賃金を一律に上げるようなことには非常に問題が生じると思うので、この書き方はもう一度検討するべきではないかと思います。どうしても理念型と賃金下限額という条項型と2つを組み込むことによって、こういう表現しか出来ないのであればもう一度考え直すべきではないかと思います。

委員長： まず、確認しておきたいことは、前回の議事録12ページのところで素案のポイントの説明しました。それが条例のタイプについては・・・という文言で、その後、タイプと言う言葉はやめたらどうかという発言が有り、それについては、皆も賛成だったと思います。その意味では、今回の修正案では理念系と言う言葉を使わないように表現しています。大事なのは、労働者賃金の下限額を設定するという場合には、業種とか案件とかについて、審議会で充分審議したうえで議論して決定すべきで、一律に決定するべきではない、ということについては合意が有ったように思うので、一応そのことを取り入れ両論併記したつもりです。あと、もう一つは、今委員が心配されたことは、こういう風に条例に書きこんだからと言って発生するのかということ。あくまで審議会において吟味して決定するということです。

委員： 私もそのように理解していますが、今回の条例案のイメージでは、第4章で労働報酬下限額について第15条から第21条までかなりの項目が列挙されています。これはあくまでも審議会で一部の内容について審議するということであるにもかかわらず、条例の中に下限額について、既に決まったような形になっている。だから言葉は非常に難しいと思ったのですが、ここまで形にしてしまったら中間答申の前座の言葉が完全におかしくなっています。だから、下限額という言葉の内容をここで入れることになるのであれば、中間答申からも外してほしい。

委員長： 条例案のイメージについては、後で議論するということにして、1番の中間答申の文言も変えなければいけないということですか。

委員： 中間答申の文言については、「賃金下限額を設定することを基本とする」とあるのを「一部の指定管理において試行的に行い・・・」とかではないかと思います。今のままだと賃金下限額を設定することが基本となっていますが、元々の話は基本ではなかった。だからこの書き方は偏り過ぎているのではないかと思います。それと、ポイントの3公契約審議会のところの理由ですが、私が公

契約審議会を何故行わなければいけないのかについて以前から主張している内容は、この公契約条例で労働者の環境を良くしなければいけないというのは当然ですが、設計内容とかについて業者としては意味が理解できないとか、一部において最低制限価格がないとかがあり、そんな環境の中で労働者の環境など守れるはずがありません。だから公と民とがお互いに納得できる設計内容をちゃんと出してもらって入札を行って正しい形で落札して初めて行えることだと思います。だから、公契約というものの審議会を設置するのであれば、その契約の内容についても、ここは少しおかしいのではないかとか、この設計内容はなぜ一式・一式で不明瞭になっているのかとか、これでは設計価格としてかけ離れていて業者の方としてはちゃんとした仕事が出来ないですよといった不信感を今までにもずっと市に対して言ってきた。そういうこともやはり大局的にお話しできる環境が必要だと思います。契約課からは、具体的な案件についてはその担当部署を交えて話をする方向にしてはどうかと言われましたが、やはり公契約は、当然、税金を基に契約工事があるので、業者の意見ばかりではなく、知識経験者の方や市民団体の方にも、おかしいものはおかしいという判断をしてもらえるような場が必要だと思います。そういう意味で偏ることなく、中立に話が出来る環境が公契約審議会だと思います。そういう文言を少し入れてほしい。理念のもと、運用の検証が出来る場、官と民とがちゃんとできているのかを検証する場も公契約条例審議会に入れてほしいと私は願っています。

委員長： 最後の点については、明確に書くか、あるいは「など」ということの中を含めるのかということだけのことなのかと思うのですが。「など」という形ではなく明確に書いた方が良いというご意見ですか。理念や運用の検証も審議会でも検討するコアな内容として。

委員： 私は書いて欲しいと思います。

委員長： わかりました。

大きく2点ほどご意見をいただいたと思います。先ほどちょっと申し上げたように、順番に議論していきたいと思います。まず1番目の中間答申の文案についてですが、資料5ページの「1つ目は」以降の文言について「賃金下限額を設定することを基本とするが」という表現について少し工夫ができないかというご意見でした。もう一つは、審議会の主たる検討内容の中に明確に公契約条例の理念とか運用がちゃんとできているのかということの検証の場としても利用されるべきというご意見だったと思います。そういったものを文言として入れるというご意見、この2点について皆様のご意見は如何ですか。

委員： 2点目のことですが、審議会の開催理由に「条例自体の見直しについても検討する場が必要である」と書いてあるので、それは含まれるのではないかと私

は思います。

委員長： その表現では弱いですか。

委員： この中にそういうことも含まれるんだという確証があればそれでもいい。事務局からは、それは別のところで協議する内容で、審議会の中ではそこまでの話は無理だろうということであったが、それが訂正されるのであれば、私はそれでもいい。

委員長： この委員会で繰り返し議論してきたプロセスを振り返っても分かるように、なかなか完璧な条例を策定するということは困難だと思います。条例という枠組みで表現するというにもきつと限界があるだろうと思います。そういう意味では、今ご発言いただきましたように条例自体の見直しを検討する場を含んでいるということが議事録として残されるということであればこのままでも良いというご意見だったのかなと思います。その他、関連してご意見はございますか。

委員： もう一度ですが、目的に沿った履行がなされているかを確認する又は検証する場だと思っています。

委員長： メンバー構成については、市民も入った場で検証するという事は出来ているのかなと思いますが、やはり、公契約条例で謳う目的がちゃんと履行されているかどうかの検証が明確に書かれている方が良いだろうということだと思いますので、例として記載されているところの一番最初に「目的が履行されているかどうかの検証」とか言う風に入れておけばどうかと思います。これについては反対する人は居ないのではないかと思いますので、そういう形で修正するという事にさせていただきます。

1つ目のところの表現について、他に意見はありませんか。

委員： 今回の会議に向けて送られてきた資料ですが、1回目の案から修正がありました。私は、最初の案には「了解」と回答しましたが、2回目の案が来た時に何故変わったのか分かりませんでした。しかし、全体としていろいろ流れがあり、今までかなり協議してきたので、どこかで収めるというか、私は賃金条項を入れるべきだと言ってきたので、一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいというところについても、一部だけでなく基本的には賃金下限額を設定して、実行する時に一部の案件から取り組むべきと言う風に本来はしてほしいとは思いますが、ここへきてそれを言ってしまうとまた元に戻ってしまいます。今はもう8回会議をやってきた時点での意見集約なので、また一からやり直すということになってしまうと、もう一度同じことを言い直さなければいけないですし、条例案を見ても審議会の中で検討するという事になっているので、またその審議会の中でやればいいことではないかと思います。ただ基本的にこうあるべきだということを示して条例を作れば良いのではない

でしょうか。もっとも条例も市議会審議の中でどうなるかはわかりませんが、審議会において決めるという条例はあまり例がないので、基本はしっかりとしておかなければいけないし、委員が心配しておられることも条例が出来て審議会が出来るのであればその審議会の中で議論すべきことだと思います。賃金の下限額が有るからと言ってそんなに大きく企業が行き詰るような話ではないと思います。委員が言われたように例えば指定管理とか業務委託。業務委託なんかは設計が無く、契約する時には従来の額が基本になってそれが予定価格になるわけなので、すごく問題があると思います。たたき合いになって低くなる可能性があるので、賃金条項を入れておくというのは非常に大事な事だと思います。私は建設業の方は良く分からないので、段階的にということ、後から入れていくということはあるかもしれませんが、建設業にとっても下限額はしっかりと入っている方がいいと思います。今までの会議の中でそういうことを議論してきたわけなので、しっかりと賃金下限額を入れながら、実際に実施する時にはそれはそれでよく検討してやるというのは無難だと思いますので私はこれで賛成です。

委員： 先ほど、「下限額という言葉の内容をここで入れることになるのであれば、中間答申からも外してほしい。」という意見がありましたが、一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいという部分については、委員は賛成なのですか。

委員： はい、賛成です。

委員： それであれば、「賃金下限額を設定することを基本とする」では表現がきつくなるのということであれば「・・・設定することが望ましいが、・・・」というような表現にしておけば良いのではないのでしょうか。そして、ここを認めている以上、基本的に先ほどの様な表現で良いのではないですか。先の議事録の話ですが、議論は進んで行っている訳で、基本的にはこのような表現に集約されたということではないですか。私は、下限額を設定するということを条例に書いて欲しい。この条例案を見て頭にきたのは、検討するとなっています。私は、内容を審議会に委ねるなら良いが、下限額を設定するかどうかを検討することをこの審議会に委ねてはダメだと思います。これは参考にしている津市のものをそのまま持ってきたのだと思いますが、これは許されない。はっきりと下限額を設定することを条例の中に書く。そして、具体的に、一部の場合をどれにするのかということ審議会に掛けるという形になると思います。ですので、条例案の文案で「定めることについて検討」となっていますが、これだと定めるか定めないかについてを審議会でも議論するということになるので、これでは今回の中間答申に矛盾しています。だから書くとしたら「下限額について検討しなければならない」ということであればOKかもしれないですが、す

るか否かについては、することを前提に条例を作ってください。これが基本だと思います。その関係で6ページのポイントの部分の1番は、5ページとの整合性があるので、もう少しきちっと書いた方が良いのではないかと思います。

委員： 私も基本的には同意見です。大きな流れでいうと、何故この委員会が出来たかというパブリック・コメントでかなりの意見が出たからで、そこでは賃金下限額を定めた条例を、という意見がかなり強かったので、再検討ということになったと思います。そういう形で始まって、当初は理念型という話が出たのでそれに対するいろんな異論が出たと私は理解しています。そこでどうするかということで、それを条例に組み込んでしまうと大混乱になるというご指摘があったので、先ほどの議事録でも〇〇型という言い方は、二者択一の対立的な言い方になるのでそういう言い方はやめようということになった。ただ基本的なところは、理念だけを定めるのではなく、賃金下限額を一部でも入れるということを基本にこの条例を考えましょうと言うところでは一致したのではないかと思います。ただ金額まで条例に書いてしまうと融通が利かないので、もっと柔軟に、対象をどうするかという詳細については審議会で決めるという構造でどうかという話があったと思います。そういうことで言うと、理念だけではなく賃金条項を何らかの形で取り入れるというのが、今まで検討してきた条例案の中身ではないかと私は理解しています。何らかの形で賃金条項を入れる、しかし、それは条例にはっきりと書くのではなく審議会で検討した上で、ということなので、私はこの案に賛成しています。

委員： 労働者の環境を良くするというについては我々も同意しています。当然良いことだし、今の状況からいうと、労働環境が悪いのでだんだん建設業に人が集まらなくなってきた。だからそれを良くしていかなければいけない。国の方針もそれに沿って来ている。だからそれはそれで必要だと思いますが、以前からずっと言ってますが、その中で労働環境がちゃんと法に則った形で履行されているかと言うと履行されていない部分が多過ぎる。建設業に関してはグレーな部分が多過ぎる。それもまともに出来ていない中で賃金下限額を決定するというのは、業務の混乱をもたらす、資料作成に伴って大変なことになりますよ。それよりもきちりと法律を守っていきましょう、そういう環境を整えていきましょう。マイナンバーも整備されつつあるのだからそれも利用しながらもっと改善していける方法はいろいろあると思います。だからそういうことを一つ一つやっていかないと、いきなり賃金条項で金額を定めてしまって、それを検証する裏付けの資料についてはどうなるのですかと。それを具体的に想像した時にこれとはんでもないことが起きるなというのが現状だと思います。だから、こういう大まかな流れに沿って、一部において下限額なり、労働者の賃金を良くしていこうということには我々も同意しているのですが、

第4章の労働者の福祉の向上のところに、具体的な内容が組込まれ過ぎて、今現在においてここまで組込む必要が有るのかと思います。

委員長： 分かりました。今の点につきましては、これは先行事例として津市を引用する形で使っていますし、しかもこの委員会では初めて出しているものですので、ちょっと後で検討させていただくとして、先に決着をつけておきたいのが、1の表現の問題です。ここについては、これまでの議論の内容を知っているこのメンバーにおいては、おそらく中身については分かっていると思います。ただ、その表現の問題なのではないかと思います。このままで良いのではと言うご意見と、基本とするという表現が少しきついというイメージ、あるいはこの議論の経緯を分かっている人たちにとっては上手く伝わらないという可能性も有るのではないかということから、例えば「賃金下限額を設定することが望ましいが、・・・」に変えてみるとか、というご意見がありましたかどうか。

委員： 先ほどはそういう風に言いましたが、条例の中に下限額を設定することの根拠を入れておかないと下限額を設定できません。だから、やはり「基本とする」として、その根拠を条例の中に入れ、具体的な内容は審議会で決める。自治体によっては条例の中に別表として下限金額を書いている条例も有りますが、そうになってしまうと運用が難しい。なので、下限額を作ることの根拠を条例に書いて、具体的な中身は規則に、そして規則を作る際には審議会に諮問し作るという形をとれば良いと思います。当然、下限額を設定する根拠を条例に書いておかないと動かないので、望ましいとする意見が大勢を占めたので「基本とする」の方が良いと思います。

委員： 例えば職種とか一部とかいう文言を前に持つてくるのはダメなのですか。

委員： 下限額を設定する根拠を書いておけばいい。市・市長は下限額を設定すること。主体が無いのですが、誰がということでは市長が設定する、しなければならぬぐらいの義務付けをしておけばよい。その際、市長は審議会の意見を聴いて作成しなければならぬとしておけば良い。そうしないと市長は下限額を作れない。条例の中にと書くと、その都度、市議会がその内容を決定することになる。だから設定主体を市長にしておけば良い。

委員： 設定主体が市長になるということは、この審議会は何を決めるのですか。

委員： 決めない。審議会にはもともと決定権は無い。この委員会で決めた答申もこのまま決まるわけではない。条例なので、最終的には市議会が決定主体となる。

委員： 審議会は別として、もともと条例と言う理想論に関しての書き方について、「下限額を設定することを基本とする」ということにしてしまうと全てにおいて下限額を設定するというのが基本方針になるのでは。

委員： そうではない。下限額と言うのは建築とか指定管理とかたくさんある訳で、

どれについて設定するのは市長の裁量に任せる。根拠だけを条例の中に書くということで良いのではないか。根拠だけをきちっと条例に書いておかないと動けませんから。

委員長： 今、議論があちこちに飛びかけていますが、資料5ページは、この委員会としての提案と言うことなので、これまでの意見を踏まえると原案で良いのではないかということだと思います。例えば、「市長は」とかを付ける必要は無く、「1つ目は」というところから始まる原案をそのまま採用し、中身については今議論していただいたことを意味するということで確認しておけばそれで良いのではないかと思うのですが、ダメですか。

委員： 骨子が基本になり、その上で条例が作られていく。なので、賃金下限額の設定を基本とするということになってくると、今まで話した内容がここに集約されてしまっているのではないか。

委員： 経過として、パブリック・コメントでこれを入れることが有る意味で根拠づけられている。だからこれ自体が市民の意思ですよ。そうするとその根拠をここに書いておいて、後は、具体的に建設業はどうするかとか、指定管理をどうするかとかは市長と審議会とのやり取りの中で決定する。その大元をこの条例の中に書いておかないと下限額を設定することが望ましいという意味が無い。

委員： だから、望ましいという言葉であれば私も良いと思うが、基本とするということであれば、完全にこの委員会の委員の中で下限額を設定することが基本ですよと決まりましたということになってしまう。それであれば私は反対です。

委員： 設定することを基本としておかないと、あるいは、設定する根拠を条例に置くということでもいいです。

委員： だから、公契約の中には当然建設業の・・・

委員： だから、建設業には当面は作らなくても良いとしても、指定管理者については下限額を設定した方がいいという意見ですよ。

委員： 一部についてはですよ。

委員： 一部ですね。そうすると、そのためにも条例に書いておかないと市長は指定管理者についても作れないんです。だから、賃金下限額を設定することの概念の方が広くて、その下にいろんな業種がありますよね。その業種の中で何について設定していくかということは、市長の裁量になる。だけど裁量でやるための根拠を条例に書いておかないと市長は動けない。

委員： この表現の仕方があまりにも極端すぎます。まとめ方があまりにも極端すぎて今までの話が活かされていない。

委員： 別に極端ではない。望ましいのだから、条例に根拠づけないと。根拠づけないと動きませんよ。指定管理者について賃金下限額を設定する時は、市長は何

を根拠に下限額を設定できるのですか。条例があるから設定できんです。今までに無いものを作る訳なので。

委員： それであれば、条例については後の話として、骨子に関してはこういう話がありましたよと言うことを書く訳なので、私は望ましいという表現であれば良いと思うのですが、基本方針としてこのように決定されるということには私はいかがなものかと思えます。

委員： 「望ましい」ということになると、条例の中に設定する根拠を置かなくても、あるいは「定めることについて検討する」という風になる可能性がある。それは、私は望みません。皆さん方がそれでも良いというのであれば別ですが。

委員長： なかなか表現の問題は難しいです。人によってもとらえ方がいろいろあると思いますので。今のご意見は、これを基本とするとしなければ一部の案件にすら下限額を設定することを根拠づけることが出来ないというお話だと思います。なので、この資料5ページの文章はこのままにさせていただいた方がこれまでの議論を形にする上では必要なことという話だと思います。一方で、心配もこれまで何度も聴いているのでよく分かるのですが、これをよく読むと基本とするが、という言葉のすぐ後に「一律に決定するのではなく検討をする」と書いています。これは、ある意味、両論併記されている訳です。どうしても一部の案件について下限額を設定するためにはここで根拠づけしておかなければいけないので、基本とするという風には書いているのですが、すぐに具体的にどういう案件を対象に入れるのかと言うことについては検討するという事になっているので、おそらくこのままでも、ご心配されているようなことは無いのではないかと思いますので、ご理解いただくのは難しいですか。

委員： 分かりました。それであれば、「基本」という形においても、今お話しした経緯、そういう意味が有るんですよ。それに伴った附帯的な内容については具体的にはというところでちゃんと書かれているから問題ないということですね。我々にしてみると問題がないのであればそれでいい。骨子についてはこれで一応良しとして、次の条例案の内容を検討する際にまた意見を述べたいと思います。

委員： 条例案の第15条ですが、「定めることについて検討しなければならない」と、定めるか否かについても検討するということになるので、基本としたという我々の中間答申案からするとこの条例案はイメージとしても許されないと思います。「下限額について検討しなければならない」なら、具体的にどういう職種の人に下限額を設定するかを検討するという事なので良いと思う。私も第4章の最初の条項にいきなり労働報酬下限額のことが出てくるので、今回の案で第9条に移した適正な労働条件及び労働環境の確保を第4章の最初に戻した方が良いのではないかと思います。下限額の設定については具体的な

話なので。ただ、どんなに小さな範囲であっても下限額を設定するということは、根拠が無いと出来ないので書いておく必要が有ると思います。これを置かないと指定管理者についても下限額の設定ができません。

委員長： 2つ目の話にもう踏み込んでいるのですが、ちょっとこれまでの議論を少しだけ整理させていただきたいのですが、まず1の所の文言については様々なご意見をいただいた訳ですが、骨子案の「1つ目は」以降の内容については原案どおりということで同意いただいたということで、理解させていただいております。その上で、先ほど、素案のポイントの1の所はダメだという話だったように思うのですが、この部分は、前の「1つ目は・・・」の文言をそのまま使っているのですが、どのようにまずいでしょうか。

委員： それでは、その意見を撤回します。

委員長： それからもう一点は、3公契約審議会の部分ですが、審議会で検討する内容として、条例の目的が履行されているのかどうかの検証もこの審議会の重要な役割として明記すべきだというご意見だったと思いますので、これを例示の最初に入れるとかで対応してはどうか、ということで、皆さんに確認をいただいたということでよろしいでしょうか。

委員： それで、労働報酬下限額の「検討」にしておいて下さい。

委員長： 3の例のところですか。

委員： そうです。そうでないと審議会では決定権は持たないと思いますので。

委員長： 今のところについて、再度確認ですが、労働報酬下限額の決定を労働報酬下限額の検討に変える。決定権は無いということなので。

それでは、今、確認させていただいた点については、よろしいでしょうか。

はい、それでは、次に条例案のイメージの所に移りたいと思います。事務局の説明では、基本的には前回に宝塚市で作成された条例案をベースにしながらかこれまでのこの委員会での議論の方向性と非常に類似している部分がある三重県津市の条例を参考にして、イメージということで書いていただいているものが有る訳ですが、この内容について審議したいと思います。皆さん、ご意見はありますか。

委員： 第4章において、労働報酬下限額に関して、具体的に深く書かれてあるのですが、ここまで必要なかが疑問です。

委員： 労働者側も市側も雇用主側も義務を課す場合には条例に書かないと、たとえその義務違反に対して制裁をどうするのかは別として、こうして欲しいというのを書かないと条例にする意味がない。ですから、ここまで書かないと、下限額を設定する意味が無い。9条と10条を公契約の適正化、確かに適正化ではあるのだけれど、労働者の福祉の向上からわざわざ持って行くよりも、ここに戻した方が、イメージとしては、労働者の福祉の向上として一番目に賃金下限

額がくるよりもよいのではないかという気はしました。

委員長： 第4章が労働者の福祉の向上と言うタイトルなのですが、最初は理念を謳った上で、具体的な方策の一つとして下限額の検討と言う順序で条文が並んだ方がよいのではないか、というご意見ですね。もう一点は、下限額の検討の中身について、具体的に書き過ぎではないかというご意見と、これに対しては、対象となった案件に労働報酬下限額を設定するということに当たっては、こういう風を書いておかないと実効性が無いということですね。なので、あくまでこの下限額の検討に該当する案件に限ってこういう風に義務付けるという話だという説明だったのかなと思います。この前段階で、この業種や案件は、下限額設定の対象になるのかどうかという議論がまずあります。対象となるとなった瞬間にこの第15条以下の義務付けが発生して、実効性が担保出来るという話ですね。

委員： 対象になるかならないかという条文をその中に組み込むことは出来ないのですか。例えば対象となるものを審議し・・・、とか。

委員： 対象となるものを審議するという事は、例えば建設業は反対だけど、下限額の設定をしなければならないという規定を置くということで、その方がしんどいのではないか。指定管理者の下限額を設定するときに動きが取れない。それをもっと動きやすいものにしておく。条例と言うのは本当に大事な点だけで、特に、地方自治体の首長さんがしなければならないことの根拠、あるいは市民に影響することはちゃんと書いておかないといけない、ということだと思います。もちろん、条例の中に別表で書くことも可能ですが、それには私はあまり賛成ではない。三木市とかの事例であったと思いますが、動きが取りにくい。条例の中に具体的に下限額を書いてしまうと、社会の情勢についていけないという事態になるので好ましくない。しかし、根拠は書いておく方がよい。

委員： ということは、先ほど労働報酬下限額の検討と設定とおっしゃってましたが、これは「検討」でいくということですか。

委員： 金額の検討なので、このままでよいのではないか。

委員： この文章だけを読んでもしまうと、労働報酬下限額を検討するというのは分かるのですが、例えばこの前に「必要に応じて」という言葉を入れるのはダメなんでしょうか。

委員： 実際上は、必要に応じてであり、それを文言化するかどうかではないですか。

委員： 何が言いたいかと言うと、当然建設業においても労働者の福祉の向上はしていかなければいけないのですが、その項目が第15条から第21条にかけて記載されています。しかし、その全てが賃金下限額に関する事です。そうすると、建設業においても本来どうあるべきかを考えた時に全てこの中に入る事になります。

- 委員長： 繰り返し委員が主張されている建設業にはそぐわないという話しですね。
- 委員： そうです。
- 委員長： この話は、大いにその審議会で議論すべきことです。ただ、結論として、やはり建設業に下限額を設定することは厳しいという結論になるとしても検討すらしはけないのですか、という話だと思います。
- 委員： 設定となれば完全に決まったことになってしまいますが、この条文では、検討ということなのでこれでもいいかと思います。
- 委員長： 全ての業種、全ての案件に「検討」はしてもいいと思うんです。
- 委員： そういうことでしたら、それで理解しました。
- 委員： 第15条では、「市は」と書いて、その後「市長は」になっている。たぶん良いとは思いますが、これで良いのでしょうか。
- 委員： 同じように市が作るものですが、条例は市議会が作ると決まっています。でも、結局は市長が作るのも、良いのではないかと思います。市長が審議会の意見を聴いて作るのも。
- 委員長： 最終的な意思決定を市長がするという意味であって、トップダウンで決めるということではないということですね。その他、皆さんも意見が有れば自由にご発言をどうぞ。
- 委員： これは少々大きなところかと思ったのですが、参考資料でいただいている津市の公契約条例との違いの1つの大きなポイントが、津市の条例の第13条、第14条には契約の解除と損害賠償という条項がありますが、宝塚市の条例案では出てこない。ここは私が以前から申し上げている公条例の基本的な性質で、キセイの文字は「規制」ではなく「規整」であると申し上げている点は、結局は公契約についての契約当事者である市とその相手側という関係を整えるという意味での「規整」と申し上げてきた。そうすると、そこで契約違反があれば当然その先には契約の解除ということになって、契約違反があれば損害賠償請求ということになってくる。なので、津市のこの規定がごく自然だと思うのですが、宝塚市の条例案にはそれが無いというのは大きな問題として有るのかなと思います。それからこれはちょっと細くなるのですが、例えば、宝塚市の第13条の履行水準の確保のところ、「点検」という言葉が出てきます。点検と言うのはいかにも権力的な関係を前提にしているというイメージがあって、これは先ほどの問題とも通じるのですが、例えば「確認」とかの方が、良いのではないかと思います。これは、単純に表現の問題なのですが、先ほどの契約の解除や損害賠償の条項というのは、本来、入れるべきではないかと思いました。
- 委員長： ありがとうございます。津市の事例で言うと第13条や第14条の辺りの公契約の解除等という内容を宝塚市の条例案の中にも組み込むべきではないか

というご意見ですね。もし、入れるとすれば第13条の後とかになりますか。

委員： 第3章の公契約の適正な履行及び履行水準の確保のところでは。

委員： 違反对応については、ほとんどの市の公契約条例に入っているのですが、これを入れてない方が違和感があります。

委員長： 実効性を担保するという意味ではやはり入っていないとおかしいと思うのですが、もしよろしければ、具体的にどの辺りに入れるかというところまでご意見をいただければ。

委員： 第14条の後ぐらいではないですか。

委員長： では、公契約の解除等ということで、津市の条例では第13条や第14条の辺りに書かれている条文を、今の条例案の第14条の後に入れてはどうかというご意見をいただきました。

事務局： 解除と損害賠償については、どこの公契約条例でも賃金下限額を守らなかった場合に発生するとなっていると思います。今の案では、賃金下限額に関することは第4章にまとめています。第9条と第10条を第3章に移したのは、一般的な案件にも適用する条文であるためです。そういう意味では、賃金下限額を守らなかった場合の解除と損害賠償ということになると第4章に入れた方が適当ではないかと考えるのですがどうでしょうか。

委員： 下限額違反だけが損害賠償になるのではなく、もっと広く、もっと酷いことをする受託者が居れば当然に網をかけないといけない。そういうことまでを含めて考えると一般論です。だから下限額の立ち入り調査と是正措置等もあるけれど、あまりにも下限額に限定しているところに問題が有るのではないかと思います。

委員： 例えば、第9条は労働基準法を守らない場合ですが、今でもこれは仕様書に入っている訳でこれを守らなければ契約の解除になるというのが、契約の基本原則なので、これを賃金下限額を守らない場合だけに絞るとするのはかえってまずいと思います。

委員： この後の制裁措置、つまり労働者の申し出とか、立入調査とか、是正措置とかは、権力的だということになり、ちょっとまずいかもかもしれませんね。良いのかどうかはちょっとわかりませんが、もう少し考える必要が有るかもしれません。

委員長： そういうことであれば、やはり、第14条の後がふさわしいのではないかとご意見かと思えます。他に何かあればどうぞ。

委員： 第13条の「点検」という言葉は、他にも出てくると思いますが、これはどうなるのでしょうか。

委員長： 今までのご意見をお伺いする限りは、一貫性のある形で表現しておいた方が良くと思います。点検と言う文言は確認と言う言葉に統一してはどうかと思

います。確かに公契約は自治体から業者さんに発注するという形ではありますが、理念的には対等な形であるということを強調する意味でも表現をそういう風に統一した方が良いのではないかと思います。

委員： それも兼ねて、第21条の是正措置のところですが、「命じる」という言葉ですが、市長が命じる場合、行政命令ということイメージしてしまいます。ここは、是正措置を勧告して、従わなかったら命令が出て、命令に反すれば行政罰という流れになると思うので、ここでもそういう趣旨の条例ではなく、ちゃんと違反を是正するために必要な措置を講じてくださいよということと言うという意味では、「命令」ではなく、例えば「求める」とかの表現の方が良いのではないかと思います。

委員： 解除があるので、勧告することが出来るとか。命じるとなると行政行為になる。公契約においてそこまで言う必要があるのかということ。

委員長： 今の具体的な提案としては、第21条は「必要な措置を求めることができる」という修正案はどうかということですね。

委員： 第18条の第2項の関係機関と言うのは何をイメージされているのでしょうか。

事務局： 労働基準監督署などをイメージしています。

委員長： その他はいかがでしょうか。

委員： 第2条の(4)受注関係者の定義のところですが、確かに津市の条例でも同じように書いてあるのですが、どこまで前の言葉がかかっているのかが分かりにくい様な気がします。

委員長： 最終的には、市の条例を作る部署で揉んでいただけたらと思います。

委員： (5)の部分で、受注者と受注関係者と合わせて「受注者等」と書いてあるのですが、受注者と受注関係者は場合によっては対立するので、これを「等」でまとめるのはいかがなものかだと思います。使用する際に、それぞれの場所で受注者及び受注関係者と書いた方が良いのではないのでしょうか。

委員長： そこまで文字が長くなるわけでもないので(5)を無くすというご提案ですね。これも最終的には、市の条例を作る部署で揉んでいただけたらと思います。

委員： 第9条では、「受注者等(受注者のうち、契約を受注しようとする者を除く)」となっていますが、元々受注者は、契約を受注した者に限定していますので、このカッコ書きは不要ではないですか。また、第12条の第2項で、「受注者又は受注しようとする者」となっている部分は「受注しようとする者」だけではダメなのではないのでしょうか。

委員長： 事務局、いかがですか。

事務局： この部分については、平成28年の条例案と逆の書き方に変えてみたのですが、直し切れていないようです。もう一度整理してみます。

それと、再度、先ほどの解除と罰則の話ですが、どこの公契約条例も、賃金下限額が守られなかった際に、是正を求め、その報告を求め、場合によっては立入調査を行い、それでも改善されなかった場合に、契約の解除や罰則に繋がっていると思います。また、下限額の対象案件以外については、そういったことは行わず、従来どおり契約約款に従って手続きを進めて行くことになると考えています。下限額に関しては、従来に無いことですので、特別に解除と罰則を書いておくということかと思いますが、やはり賃金下限額に関するものを纏めている第4章のところの立入調査、是正措置等に続いて書く方が分かりやすいのではないかと感じるのですが、どうでしょうか。

委員： 津市ではまだ賃金下限額を設定すること自体を検討する、にしているの、下限額は関係ないのでは。だから一般的な法令違反などについての規制措置です。

委員： 津市の第13条には、「次の各号のいずれかに該当するときは」となっている訳で、この中の一項目に下限額についての遵守を入れれば良いのではないですか。

事務局： そういう意味で言うと第14条の後というよりは、第4章の第21条の後に続ける方が良いのではないのでしょうか。

委員： 労働者の保護違反の行為だけではなく、それ以外の行為、一般的な法令違反に対しても解除なり損害賠償が出来るという根拠なので、労働者保護のところだけにを入れるのはむしろおかしい。だから上に上げないといけないと思います。

委員： 第3章に入れるのが良いのか、第4章に入れるのが良いのかという話しだと思のですが、契約の解除条項を入れるとしたら第3章だろう。それに後から出てくる条項も含めるので落ち着きが悪いかもしれないが、それは当然にあり得ること。どこに入れるのが良いかと言うとやはり第3章だと思います。

委員長： 公契約の解除等と言うことにつきてしては、全体をカバーするという話しだということですので、やはり第14条の後の方がふさわしいのではないかとこのご意見だと思います。その他如何でしょうか。

委員： 先ほど言いました公契約審議会の設置の話ですが、目的に沿った履行がされているかどうかの確認をお互いに検証する場とするような文言を入れてほしい。

委員長： 入れるとしたら第25条の2のところでしょうか。

委員： どこがいいでしょう。

委員： そりゃ1番でしょう。一番大事な点でしょう。下限額というのは、基本とするけれども労働者を保護するための一つの施策なので、目的としては小さいかと思えます。

委員長： (1)として「目的の履行検証」でしょうか。

委員： あくまでも発注者側と履行者側がお互いに、それがしっかりと守られているのかということを議論する場も必要だと思います。

それと、一番最後の条文で、「施行後5年以内に」とありますが、5年というのはどこで決まったのでしょうか。

委員： 津市も5年としているからでは。

委員長： これは前に議論しませんでしたか。特に強い根拠が有る訳ではないということだったと思います。

委員： 必要に応じて、で良いのでは。

委員長： 審議会の開催は必要に応じてでしたけれど、これは条例自体の見直しなので、また違うと思います。

委員： 「労働報酬下限額については、」と限定してあります。

委員： この限定は要らないと思います。

委員： 労働報酬下限額なんてすぐ変わっていきます。下手をすると逆転現象が起きるかもしれない。

委員： この下限額の設定は、事業においてやっていくというところに意味が有る。

委員： だから時勢の変化に応じてやっていかなければいけない。

委員： 津市が、するかどうかも含めて検討するとしているのに倣って、そのまま条文を持ってきたので、こういう表現になったのでは。

委員長： 下限額に限定せずに、条例の見直し規定を入れておくということで良いのではないですか。

もうかなり細かい部分までご意見をいただいています、その他如何でしょうか。

委員： 賃金下限額について、一部の案件から取り組むということであれば大した問題ではないとは思いますが、市内業者限定の案件には適用できないということが以前に出ていた、それを踏襲してもらえるのであれば良いのですが、下限額を設定することによってそれをチェックするのに行政の方はどれくらいの人員が必要なのか。今の人員で出来るのか。地方公務員、行政の人間を増やさないと逆行しないか。これは市民サービスにも通じると思います。それと公契約条例によって、費用が増えるということに関して、その費用を負担するのは市民です。それをどう考えるか。例えば、施設の管理などに従事している人が市内在住かどうかを一度検証してみたい。労働者派遣の問題もそういうときだけ単発で、派遣されている場合もある。そうすると儲かるのは大きな仕事を受注したところだけ。根本からそういうことが出てくると思われます。理念がどうこうとありましたが、物事を根本から見るのが理念であって、公の契約に対する理念をきっちり、発注している側も受注者側も出来ておればこういう細かいところまでいかなくても済むと思います。兵庫県も公

契約条例を作っていない、尼崎市では賃金下限型はもうできないという資料が出ている。そういうところを見ず、何も津市がどうのとか、三重県でやっているだけと私は思います。なぜそういうところだけを見てやるのか、第4回目頃から賃金下限型に向きが変わってきている。これも市内で働いている人で市民が喜ぶのであればやればいいが、尼崎市が何故やらなかったかについて、もう少し検証してみてそういう資料が出て来ておれば、この委員会の方向もちょっと変わったのではないかと今になって思います。それと、企業はその地域で仕事をするとなると、当然、そこで社会貢献をやっている。そういうことが、斟酌されず、おいしい仕事は市外業者が持って行く。じくじたる思いをしているのは市内の業者はみんな感じている。私らが感じるのは、震災の時に誰にSOSを出してどうしてもらうのか。行政の方でもそこまで考えておかないと。前の地震の時、兵庫県でも職員が定時に本庁へ出勤できていたのは30%もない。阪神・淡路の時を考えて下さい。大阪・神戸の業者が取った神戸周辺の大型物件には支援がすぐに出た。宝塚市では何日経ってから出ましたか。そういうことまで考えないと枝葉の小さいことばかり言っても仕方ないと思います。尼崎市は本当に賃金条項型をやめました。篠山市へ尼崎市の市長が言ってお話をされています。その資料は皆さん読んでいらっしゃると思いますが、その答えを出す前段でいろいろ議論をしてやはりこれは無理だなということで、賃金条項型というのをやめた訳です。その代り、市内で働いている人たちの苦情をいろいろ聞く部署を作ったりで対応していると思います。誰のためになると、やはり行政の責任は市民のためにやること。市長が2代続けて逮捕ということもその市長を選んでいるのが市民なので、自分たちに降りかかってきている。

委員長： とても大事なお話が含まれていたと思うのですが、宝塚市で今検討しているのは賃金条項型ではありませんので、そこと一緒には議論できないと思うのですが、今お話しいただいた中で重要な事の一つとして、実際に賃金下限額を設定する場合に、これは、一部の案件になろうかとは思いますが、行政サイドの体制がどれだけ整えられるのかという問題、これは実効性を担保するという意味においても非常に重要なご指摘だと思いますので、もし条例案がこのまま通るといった場合には、そのことも踏まえた判断を行政の方でもしていただかなければいけないというご指摘ではないかなと思います。それともう一点重要なことは、1の最初の文案にも書いていますが、実際に賃金下限額を設定した場合に市内の事業者さんはもちろんですが、労働者さんのどれだけの人がそのことによって便益を得るのか、そういうことについてちゃんと検証が要るのではないかとご指摘があったと思います。今の公契約の案件を請け負っている業者さんの対象というものを考えた時に、当然、懸念される部分だと思います。

すので、そのことについても、もしこのような形で条例案が通るということになった場合に審議会でちゃんと検証していかないといけないと思います。

非常に多くのご意見をいただきまして、大体、内容も固まりつつあるのかなと思います。最後に、後半部分の議論の確認をさせていただきたいと思います。条例案のイメージですが、一つは、第14条の後に公契約の解除等ということを入れておくということ。それからもう一つは 第25条第2項に(1)として、目的の履行検証。お互いに目的の履行を検証するという内容を入れておくということ。これは、6ページの素案のポイントの3の所も同じようになるかと思います。そして最後にもう一点が、条例の見直し規定ですが、現状は労働報酬下限額についてのみ見直しをするというような内容になっていますが、条例全体の見直しについてという形で修正いただければということであったかと思います。その他細かい文言の修正案が有りましたけれども、その点は割愛させていただきたいと思います。以上、後半部分の議論のポイント・修正案について確認させていただきましてもよろしかったでしょうか。

そうしましたら時間の関係も有りますので本日の委員会の審議はこれで終了させていただきたいと思います。今回の会議終了後に、ご質問やご意見などがありましたら、8月30日までにメール若しくはFAXなどで事務局までご連絡下さい。事務局は次回の委員会で質問内容と共に回答を報告していただくことをお願いしたいと思います。

そうしましたら、他に事務局から何か報告とか連絡事項などは有りますでしょうか。

事務局： 本日の議題の2の前回の議事録の修正の有無ですが、修正があれば、終了後に職員までお伝え下さい。議事録については、確認いただいた後にホームページに載せていきます。

次回の会議日程については、皆さんから事前にスケジュールをいただいております。11月14日のみ可能という状態だったのですが、皆さん14日については、午前中ならOKということで回答をいただいております。次回の会議は11月14日の10時からということでもよろしいでしょうか。場所はこの階の3-3会議室になります。どうぞよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

委員長： そうしましたらこれもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。